

2020年5月22日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「2018年度以降、NHK経営委員会が上田良一会長に対して行った嚴重注意について、経営委員会で行れた議論の内容が分かる一切の資料」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対して、NHKは、一部開示として、

- ①「第1315回経営委員会（2018年10月9日開催）配付資料」、
 - ②「第1316回経営委員会（2018年10月23日開催）配付資料」、
 - ③「NHK経営委員会ホームページ公表資料（2019年9月26日）」、
 - ④「NHK経営委員会ホームページ公表資料（2019年10月15日）」、
 - ⑤「第1338回経営委員会（2019年10月15日開催）議事録」、
 - ⑥「第1339回経営委員会（2019年10月29日開催）議事録」および「配付資料」、
 - ⑦「第1315回経営委員会（2018年10月9日開催）議事録」、
 - ⑧「第1316回経営委員会（2018年10月23日開催）議事録」、
 - ⑨「第1317回経営委員会（2018年11月13日開催）議事録」
- を開示したが、求めの文書のうち、議論のための資料、および議事録（非公表部分）については、NHKの事業に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）8条1項1号に該当し、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、不開示とした議論のための資料、および議事録（非公表部分）について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、放送法29条1項二号が定める「役員の職務の執行の監督」のための協議に関する情報であって、開示することにより、今後の同種の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがある。また、非公表を前提に行われた意思形成過程の情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがある。よって、規程8条1項1号および2号に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

(1) 本件対象文書

本件対象文書は、2019年9月26日に視聴者より開示の求めのあった文書のうち不開示となった、5頁の「4 結論」に掲げる8文書である。本件対象文書のうち、文書2、文書6及び文書8については、当審議委員会事務局職員をしてNHKに確認させたところ、経営委員会のうちNHKの執行部を除く経営委員のみで議論される、通称「のみの会」のやりとりを逐語的に記録したものであり、経営委員長が経営委員会議事運営規則5条4項に基づき、非公表とした議事録であるとのことであった。

NHKは、本件対象文書が規程8条1項1号及び2号に該当するとして不開示とした原判断を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

(2) 経営委員会

経営委員会は放送法28条によりNHKに設置された組織体であり、同法29条に列記された広範な権限等を有し、委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（同法30条）。

(3) 経営委員会議事運営規則とNHK情報公開規程との関係

本件対象文書は、経営委員会議事運営規則5条4項に基づき、経営委員長が議事の非公開を決め、非公表とした議事録及び資料である。

本運営規則5条は、NHKへの国民・視聴者の信頼確保という観点からNHKのガバナンス改革を行うことも目的としてなされた、平成19年の放送法改正の際追加された同法41条に基づき定められたものであるが、あくまでも内部規程、いわゆる内部ルールという位置付けであること、議事録等の公表は経営委員会が判断するとされ、実際は多くの場合委員長の判断によるという運用が行われていることが認められる。

しかしながら、情報公開制度の下では、およそ合議制機関に関する情報について、当該組織体が非公表としたことだけで当然不開示になるということではなく、具体的な事案に応じて、当該組織体の性格、議事の内容、資料の性格等を踏まえて、個別具体的に決するのが基本的なあり方である。

したがって、NHKの情報公開制度に基づき、視聴者から非公表の議事録等の開示請求があった場合は、その都度、情報公開の可否について第三者機関である当審議委員会の審議に付される必要があるものである（規程8条・19条）。

(4) 不開示事由についての検討

① 規程 8 条 1 項 1 号との関係

再検討の求めに対し、NHKは、開示することにより、経営委員会における今後の同種の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるとして、8条1項1号による不開示が適当とする。

経営委員会議事録については、放送法 4 1 条が、NHK 経営の透明性確保のため作成及びその公表を義務づけており、例外的に非公表の取扱いを認めているものであるが、これは個人情報や企業の機密情報等が含まれている場合に公表することによって第三者に不測の損害を生じさせるおそれがあるためとするのが立法趣旨とされている。

公表することによって率直な審議、検討または協議に支障を及ぼすおそれがあると思われる場合にも議事録を非公表の取り扱いにすることができるかについては、法 4 1 条が全く認めていないとは言えないとしても、上記の立法趣旨を踏まえるならば、そのような場合に規程 8 条 1 項 1 号により不開示にすべきかについての解釈、運用は厳格に行うことが要請されているといわざるを得ない。

本件文書を当委員会において見分したところ、各経営委員が率直な意見を述べ合い、突っ込んだ検討が行われていることが窺われる。内容的には、当時の会長に係るガバナンスに問題があったか否か、会長に何らかの対応を求めるべきか否かに関する議論が中心になっており、NHKの運営全般に責任を持つ経営委員会として必要な議論が行われたことが認められる。

本件文書の中には不開示とすべき個人情報、企業機密情報等の存在は認められないところ、1項1号該当性は、非公表を前提に行った議論を公表することになると、経営委員が今後率直な意見交換等が出来ず、経営委員会の円滑な運営を阻害するおそれがあるないしは運営に支障をきたすおそれがあると認められるか否かという判断に尽きることとなろう。

NHKの経営委員会は、放送法の規定によれば、(2)で述べたとおり、NHKの経営に関する基本方針の決定をはじめ人事、予算等の議決、役員の職務の執行の監督など、NHKの運営について幅広い権限を行使するものである。そのためこれを構成する経営委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものであり(同法 30 条、31 条)、視聴者や広く国民の福祉のためわが国の公共放送の適正な運営と発展にそれぞれが重い責任を負うものである。したがって当然のことながら、視聴者・国民に対し自らの経営委員としての言動については、広く説明責任を負っていると言わなければならない。特に、NHK会長に係るガバナンスの問題というような重要な運営上の問題について、各委員がどのような意見を持ち、どのような議論が行われ、どのような結論に達したの

かについては、より強く透明性が求められることは論をまたない。少なくとも、本件を、議事録非公表の場でなければ各経営委員が率直な意見が言えないような類の問題と位置づけるべきものではない。会長を対象とする「役員職務の執行の監督」という極めて重要な権限行使に係る議事において、すべての委員がその重要性を踏まえて発言しているはずのものである。仮に、非公表を前提にした委員会の議事録が公表されると、誰が何を言ったかは問われない前提で発言したのであるから、以後率直な意見が言いづらいつとを感じる委員がいるとしても、本件を、そのことによって経営委員会全体の運営に支障が生じると判断すべき事案と認めることはできない。なお、過去に会長に対して、経営委員会が「注意」や「申し入れ」を行った場合、その議事録は公表されている。

したがって、本件文書が公開されることによって今後の同種の審議、検討または協議が円滑に行われることを阻害するおそれがある、とするNHKの見解は肯定できない。

② 規程8条1項2号との関係

また、NHKは、非公表を前提に行われた意思形成過程の情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとして、本件対象文書は規程8条1項2号にも該当するという。

しかしながら、①で述べた理由に加えて、本件議事のような重要なガバナンスの問題に関する経営委員会における意思決定過程は、合理的に跡付け、又は検証されるべきものであることに鑑みれば、本件議事録を公開したとしてもNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

したがって、非公表を前提に行われた意思形成過程の情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとするNHKの見解は肯定できない。

③ その他の不開示事由

なお、NHKは主張していないが、本件文書の中にはごく若干の第三者の氏名等の個人情報の存在が認められる。しかしながら、当該情報は本件関係当事者の氏名役職であり、すでに公にされ何人も知り得る状態に置かれているものまたはそれに準ずる状態に置かれているものとみなすことができるものである（規程8条2項1号）。

④ さらに、付け加えれば、本件対象文書が関係する一連の事件については、新聞報道、国会での審議を通じ広く視聴者・国民の強い関心を招くに至っており、NHKの公共性、透明性、経営委員会の議事の経過等に対して一部で疑念が呈さ

れ、視聴者に対する十分な説明責任を果たすことが求められている状況を勘案すると、むしろ議事録を速やかに開示することが、今後のNHK及び経営委員会の運営にとっても必要なことと言っても過言ではなかろう。NHK情報公開制度は、受信契約の強制を伴う受信料徴収が行われており、かつ、公共放送を担う機関であるというNHKの立場を踏まえて構築された独自のものである。本文書の開示はその目的に適うものであろう。

4 結論

再検討の求めの以下の対象文書は、いずれも規程8条1項1号及び2号に該当するとは認められず、開示すべきである。

- ①「第1315回 経営委員会 『委員のみの会』 配付資料」
(郵政3社からの経営委員会宛て文書)
- ②「第1315回 経営委員会 議事録(非公表部分)」
(2018年10月9日開催)
- ③「第1316回 経営委員会 『委員のみの会』 配付資料」
(経営委員会からの郵政3社宛て文書「案」)
- ④「第1316回 経営委員会 『委員のみの会』 配付資料」
(経営委員会からの郵政3社宛て文書)
- ⑤「第1316回 経営委員会 『委員のみの会』 配付資料」
(経営委員会コメント案・経営委員長読み上げ)
- ⑥「第1316回 経営委員会 議事録(非公表部分)」
(2018年10月23日開催)
- ⑦「第1317回 経営委員会 『委員のみの会』 配付資料」
(日本郵政株式会社からの経営委員会宛て文書
(執行部から郵政3社宛て文書の添付あり))
- ⑧「第1317回 経営委員会 議事録(非公表部分)」
(2018年11月13日開催)

5 審議の経過

2020年3月 2日 (第276回審議委員会)
第810号 諮問、審議

3月23日 (第277回審議委員会)
本件対象文書の見分及び審議

3月24日 (第278回審議委員会)
本件対象文書の見分及び審議

4月 2日 (第279回審議委員会)
本件対象文書の見分及び審議

4月27日 (第280回審議委員会)
本件対象文書の見分及び審議

5月12日 (第281回審議委員会) 審議

5月22日 (第282回審議委員会) 審議、答申